

保険薬局の名称	ヘルシー薬局
開局時間	平日 8:45~18:00
	土曜 8:45~12:45
休業日	日曜・祝日

平成20年度より、平日は19時より（土曜は13時）以降の処方せん受付につきましては、夜間・休日等加算が算定されます。（1割負担の方で40円ほど、3割負担の方で120円ほど）ご了承ください。

当薬局は処方せん等による医師の指示がある時は在宅で療養されている患者さま宅を訪問し、服薬指導等を行っております。

当薬局は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。また、後発医薬品調剤体制加算を算定しております。

当薬局は、「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤に関する指導を行っております。

調剤報酬に係る下記の施設基準を地方厚生局に届出をし、算定しております。

- 調剤基本料1
- 医療DX推進体制整備加算
- 在宅薬学総合体制加算1
- 地域支援体制加算1
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- 後発医薬品調剤体制加算3
- 無菌製剤処理加算

取扱い公費医療等

- 生活保護
- 小児慢性特定疾患
- 感染症予防（新感染症・結核）
- 原子爆弾被爆者
- 特定疾患
- 自賠責保険
- 労働者災害補償
- 障害者自立支援（精神・更生・育成）等

ヘルシー薬局の管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	ヘルシー薬局	
開設者	有限会社ヘルスケア 代表取締役 佐藤 岳彦	
薬局の名称・許可番号・許可年月日 所在地・有効期限	薬局開設許可証（別掲）を参照	
管理者の氏名	菊地 尚子	
勤務する薬剤師の氏名及び担当業務	菊地 尚子	調剤・医薬品販売・情報提供・相談・在庫管理
	佐藤 岳彦	調剤・医薬品販売・情報提供・相談・在宅業務
	國岡 志保	調剤・医薬品販売・情報提供・相談
	畑 泰子	調剤・医薬品販売・情報提供・相談
	山賀 章一	調剤・医薬品販売・情報提供・相談
	大墳 玲子	調剤・医薬品販売・情報提供・相談
勤務する登録販売者の氏名及び担当業務	寶船 光代	一般用医薬品（第一類医薬品を除く）の販売・情報提供・相談
	佐藤 令子	一般用医薬品（第一類医薬品を除く）の販売・情報提供・相談
取り扱う要指導医薬品 及び一般用医薬品の区分	要指導医薬品・第一類医薬品・指定第二医薬品・第二医薬品・第三医薬品	
当該薬局勤務者の区別	薬剤師	氏名及び「薬剤師」と記した名札と白衣を着用
	登録販売者	氏名及び「登録販売者・受付事務」と記した黄色のユニフォーム
	一般従事者	氏名及び「受付事務」と記した名札と緑色のユニフォームを着用
営業時間	月火水木金 8時45分～18時00分 土 8時45分～12時45分	
営業時間外の相談時・緊急時の連絡先	当店への連絡：ヘルシー薬局	
	電 話	027-237-3033
	夜間転送	027-237-3033
	F A X	027-237-3034

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

分類と外箱表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
要指導医薬品 製品外箱の表示	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等をふくむもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行う為、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します	書面をもちいて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します
要指導医薬品					
第1類医薬品 製品外箱の表示	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等をふくむもの ※要指導医薬品除く	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行う為、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します	書面をもちいて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	
第1類医薬品					
指定第2類医薬品 製品外箱の表示	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品 ※要指導医薬品・第1類医薬品を除く	第1類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機械を確保しやすいように、情報提供を行う場所に陳列します	適正使用のため必要な情報の提供に務めます	薬剤師 または 登録販売者	
第2類医薬品					
第2類医薬品					
第2類医薬品 製品外箱の表示	注) 指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認を行い、使用は薬剤師や登録販売者に相談下さい	※情報提供場所から7m以内	適正使用のため必要な情報の提供に務めます	薬剤師 または 登録販売者	
第2類医薬品					
第3類医薬品 製品外箱の表示	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取る事が出来る陳列でも良いとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	適正使用のため必要な情報の提供に務めます	薬剤師 または 登録販売者	
第3類医薬品					

※ 医薬品の安全使用の為に症状等の情報をお伺いさせていただく事があります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

0120-149-931 受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）

医薬品の副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度

午前9時～午後5時30分 （独）医薬品医療機器総合機構

苦情相談窓口

027-243-6650 受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後5時 （一社）群馬県薬剤師会DIセンター

当薬局の設備・機能及び処方せん応需にあたって提供するサービスの概要

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、1255品目の医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、どの保健医療機関の処方せんでも応需します。
4. 当薬局は、患者さまの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
5. 当薬局は、処方せん等により医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さま宅を訪問して服薬指導等を行います。
6. 当薬局は、必要であれば患者さまの了解のもと、服薬状況などについて、処方医に情報提供します。

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数はすべて1点=10円です。計算例：10点=100円（3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です）

・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

①在宅患者訪問薬剤管理指導料

- ・ 単一建物患者1人 650点／回
- ・ 〃 2～9人 320点／回
- ・ 単一建物患者10人以上 290点／回
- ・ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 59点／回

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことが出来ます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合はお申し出下さい。
(担当医師の了解と指示等が必要となります)

ヘルシー薬局

管理薬剤師：菊地尚子

前橋市幸塚町90-2

TEL：027-237-3033

FAX：027-237-3034

患者さまに実費負担していただくサービス等について

患者さまの希望に基づくサービス等については、実費負担をお願いしています。

①服用時点毎に薬を一包みにする場合（治療上の必要性がない場合に限る）

投与日数が42日分以下の場合は、投与日数が7又はその端数を増すごとに 340円

投与日数が43日分以上の場合は、投与日数にかかわらず 2400円

②甘味剤等の添加（治療上の必要性がなく、かつ、治療上問題がない場合）

1 調剤につき 液剤の場合 4 5 0 円

 散剤・顆粒剤の場合 7 日分毎に 2 0 0 円

③服薬カレンダー（日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理する事が出来る資材）

安心して薬局サービスを受けていただくために（お知らせ）

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴・既往歴・アレルギー・体質・併用薬・ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院・診療所などからの照会への回答
- ご家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供

ヘルシー薬局

開設者：佐藤岳彦

個人情報取扱責任者：菊地尚子

（お問い合わせ先）〒371-0053 前橋市幸塚町90-2

TEL 027-237-3033

FAX 027-237-3034

Eメール healthy.yakkyoku2016@gmail.com

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項

事業者概要

事業者名称	ヘルシー薬局
事業所所在地	前橋市幸塚町90-2
代表者名	佐藤 岳彦
電話番号	027-237-3033

事業の目的と運営方針

事業の目的	処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村・居宅介護支援事業者・他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係る上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

提供するサービス

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関する説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

職員等の体制

薬剤師2名 非常勤薬剤師3名 事務員2名 非常勤事務員1名

営業日時

原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日・営業時間とする。但し、国民の祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

- 居宅療養管理指導費
単一建物居住者1人は518単位、単一建物居住者2～9人は379単位、
単一建物居住者10人以上は342単位。情報通信機器を用いた服薬指導46単位。 月
4回（末期の悪性腫瘍の患者等の場合は週2回かつ月8回）まで。
- 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合、1回につき100単位（①に加算）
- 医療用麻薬持続注射療法を行っている場合、1回につき250単位（①に加算）
- 在宅中心静脈栄養法を行っている場合、1回につき150単位（①に加算）
- 特別地域・中山間地域等への訪問は、①に5～15%の加算。

2024/6/1

ヘルシー薬局

代表者：佐藤 岳彦

個人情報保護に関する基本方針（セキュリティーポリシー）

○ 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

○ 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- ① 個人情報保護法及びガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- ② 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- ③ 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- ④ 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合は、これを改善します。
- ⑤ 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合・法令に基づく場合・個人を識別出来ないよう匿名化した場合などは除きます。
- ⑥ 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- ⑦ 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

○ 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- ① 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- ② 個人情報の開示・訂正・利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- ③ 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- ④ その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

令和6年6月1日

ヘルシー薬局

開設者：佐藤岳彦

管理薬剤師：菊地尚子